

■ 今月のポイント

社会保険の法改正等について ⑫



国会でも議論されている「年収の壁」、社会保険制度+税制上の制度が組み合わさって成り立っています!!
大変わかりにくい「壁」について、以下わかりやすくご説明していきます。

「年収の壁」について

「年収の壁」とは?

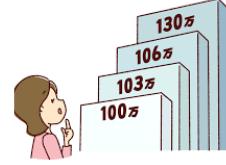
「年収の壁」とは、パートやアルバイトで働く方の年収が一定の金額を超えると、

税金や社会保険料の負担が発生したり、配偶者等の扶養から外れたりする境界線を指します。

主な壁には、税金に関する **100万円の壁（住民税）** や **103万円の壁（所得税、2025年改正で160万円の壁へ）**、社会保険に関する **106万円の壁（社会保険加入）** と **130万円の壁（扶養から外れる）** などがあります。



被扶養者 (ex 妻)				扶養者 (ex 夫)	
年収	住民税	所得税	社会保険	配偶者控除 または、配偶者特別控除	
100万円未満	支払わない	支払わない	扶養加入できる	適用される (配偶者控除)	
103万円			労働条件による	適用される (配偶者特別控除)	
106万円					
110万円		支払う		適用されるが、段階的に減額 (配偶者特別控除)	
130万円					
150万円					
160万円				適用されない	
201万円					



2025年の主な変更点



① 所得税の「103万円の壁」が「160万円の壁」へ

2025年の税制改正により、給与所得控除と基礎控除がそれぞれ10万円ずつ引き上げられました。これにより、所得税がかかり始める年収の基準が実質的に103万円から160万円に変更されました。
(基礎控除95万円 + 給与所得控除65万円 = 160万円)
この改正は2025年12月1日から施行され、2025年分以後の所得税に適用されます。



② 住民税の「100万円の壁」が「110万円の壁」へ

住民税の課税開始ラインも、給与所得控除の見直しに伴い、年収110万円に引き上げられました。これは2026年度に支払う住民税から反映されます。

③ 社会保険の「130万円の壁」の一部見直し

19歳以上23歳未満の学生については、社会保険の扶養に入れる年収要件が130万円未満から**150万円未満**に拡大されました。(2025年10月1日以降)

◆次回も、直近の法改正等を詳しく解説していきます！

